

活かしてナンボの会計

相続法の改正と事業承継

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. 40年ぶりの相続法の改正

民法のうち相続法の分野についての今回の改正は、一部の規定を除き、本年7月1日から施行された。昨年7月に民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し、本年1月から段階的に施行されてきた同法がいよいよ本格的に施行されることとなった。本コラムでも、遺言制度の見直しについては、以前取りあげたが、今回は、40年ぶりの改正でもあり、その改正内容と事業承継に活かす方法を取りあげることとする。

昭和55年の前回の相続法の見直しから40年が経過し、我国における平均寿命は、男女ともに80歳を超え、90歳を過ぎてからの相続開始も珍しくはなくなってきた。この相続開始年齢の高齢化は、相続開始時における配偶者の高齢化も伴うため、その保護の必要性が高まり、今回の改正には残された配偶者の生活に配慮する規定等が盛り込まれている。

相続開始時点の被相続人の年齢が90歳を超えると、その時点の相続人の年齢は、60歳を超えるケースも多くなり、被相続人も相続人もともに高齢者であるとの現状から、相続税法では、預金等の多額の資産を保有する高齢者が、子供や孫に対して贈与する際の税負担を軽減し、財産の世代間の移転を容易にする改正が、すでに実施されている。

また、今回の相続法の改正では、相続開始年齢の高齢化により被相続人が生前に認知機能が低下しているケースが増加していることへの対応として、早期の遺言書の作成を促すため、その作成方法や手続の要件が緩和されている。

最高裁判所が公表した司法統計によると、家庭裁判所に持ち込まれた遺産分割事件の2017年度の件数は12,166件であり、2000年度の8,889件から4割弱増加している。このうち、遺産額が5,000万円以下の事件が、7割強を占めており、遺産額が多額でない場合でも、遺産分割でもめるケースが数多くあることを示している。このことは、遺言制度の見直しの大きな理由の一つであり、高齢化の進展とともに、残された配偶者を保護する必要性の一因ともなっている。

2. 改正の骨子と事業承継

今回の改正法の骨子は次のとおりである。

- ① 配偶者の居住権を保護するための方策
- ② 遺産分割等に関する見直し
- ③ 遺言制度に関する見直し
- ④ 遺留分制度に関する見直し
- ⑤ 相続の効力等に関する見直し
- ⑥ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

事業者の相続は、被相続人が、自社株や土地等の事業用資産を所有しているということが、サラリーマン等の非事業者の相続との大きな違いである。事業者の相続においては、円滑な事業承継を実現するために、これらの資産の円滑な相続に主眼が置かれるが、相続開始後も配偶者が安心して自宅に住み続けるためには、配偶者が自宅の所有権が少なくとも①の居住権を確保する必要がある。ここで、注意しなければならないのは、配偶者の居住権は、配偶者が遺産分割協議等でその権利を取得しない限り、遺産分割終了時点までとなっており、法律により保障されている期間は短期間であることである(配偶者短期居住権)。したがって、争族となる可能性がある場合には、自宅の所有権又は居住権を配偶者が相続する旨の遺言書を作成する必要があることは、事業者の相続であっても非事業者の相続であっても何ら変わらない。

2017年度の遺言公正証書作成件数は、110,191件(日本公証人連合会HPより)、自筆遺言証書の検認件数は、17,394件(最高裁判所司法統計)であり、合わせて127,585件の遺言書が作成または執行されている。その数は、相続税の申告書を提出した被相続人数の111,728人を超えている。今回の改正③により、本年1月より、自筆でない財産目録を添付して自筆遺言証書を作成できるようになり、さらに、来年7月10日からは、法務局における自筆遺言証書の保管制度が開始され、遺言制度がより利用しやすくなる。事業承継においても、遺言制度を活用することにより、円満なる相続と事業継続の両立を図るべきであると考えられる。